

番号	大分類	小分類	質問	回答
1	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	弊社では国土交通省東北地方整備局発行のBCP認定証を受けております。こちらの認定証があれば、BCP策定済みと考えて大丈夫でしょうか。<宮城県建設産業BCPモデル>だけの認定となりますでしょうか。	(共通) 本評価項目は、BCPの章立てや様式(モデル)、国等の認定有無によらず、「被害想定、訓練計画、災害別の対応態勢基準、対応態勢、緊急事態発生時の活動、保有資材及び調達先リスト、各種連絡先リスト、備蓄品リスト」が網羅されているかを評価基準として判断いたします。 そのため、国等の認定があっても、必要事項が不足している場合は、評価対象外となります。
2	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	・建設産業BCPモデルを活用し策定した場合、策定後 土木部事業管理課等への提出・登録といった手続きは必要なのでしょうか？ 会社側で作成し落札候補者となった段階で、資料を提出するとの解釈で宜しいでしょうか？ ・BCP資料内には社員の個人情報や協力企業の詳細情報が含まれますが、提出となった際は黒塗りにして宜しいでしょうか？	(番号1,2,4,6) ・「宮城県建設産業BCPモデル」は、ひな形であり、当該モデルにかかる認定はありません。 ・BCP策定後の提出・登録などの手続きは不要で、落札候補者となった段階で提出いただけます。
3	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	・弊社では業務継続計画の策定は実施済みですが、計画策定日からの有効となる期間についての考え方を御教示願います。 ・業務継続計画の内容に社員の安否確認リスト、現場リスト、復旧リストなど常に更新が必要となるものがありますが、前記の計画策定日とデータ更新日が一致する必要があるか、また訓練状況を証明する写真の提出が必要であるか御教示願います。	(番号2) 「社員の個人情報や協力企業の詳細情報」などは、個人情報保護等のため、黒塗りで提出いただくことを想定しております。
4	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	以前経済産業省の「事業継続力強化計画」の認定をいただいたのですが、(備蓄品リスト等はなし)そちらは評価の対象になりますか。また新たに作成した場合はどちらかに提出した認定が必要でしょうか。	(番号3,6) ・BCP策定日からの有効期間に定めはありません。 ・計画策定日やデータ更新日の確認は行いません。また、訓練状況の写真提出は不要です。ただし、BCPの目的や実効性確保のため、定期的な更新や訓練の実施が望ましいと考えております。
5	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	「BCPの策定状況」に関する評価項目が追記されましたが、このBCPは、第三者(あるいは公的)認定がなくても、計画書としてあれば(存在すれば)、良いのでしょうか？	(番号7) 必要な項目が網羅されていれば、想定される被害が地震のみの場合であっても評価対象となります。ただし、BCPの目的や実効性確保のため、水害や感染症等も想定した計画策定が望ましいと考えております。
6	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	・経済産業省認定の「事業継続強化計画に係る認定」をいただいておりますが、この認定書は評価対象となりますか。 ・宮城建設産業BCPモデルの資料を参考にBCPを策定する場合、策定した資料は宮城県に提出し認定してもらう必要がありますか。また、認定後の有効期限等はありませんか。	
7	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	弊社で策定しているBCPは説明会資料の説明書きにある内容を網羅していますが、本社等の被害想定が地震のみであるため「地震の対応態勢基準」を記載しています。想定災害は各企業の地域性により異なると思いますので、弊社BCPで評価されると考えてよろしいですか。	
8	建設工事	総合評価落札方式評価項目【BCP】	弊社では、平成25年に事業継続計画(BCP)を策定し国土交通省の認定を受け、概ね2年毎に更新(最新:令和7年5月)しております。内容は参考例示されている「宮城県建設産業BCPモデル」と同等となっていることから、「地域建設産業災害対応力強化支援事業補助金」同様、国土交通省の認定書の写しの提出で確認いただけないでしょうか。	
9	建設工事	総合評価落札方式評価項目【若手技術者・女性技術者】	若手技術者(満45歳未満)又は女性技術者の配置」は全ての工事において評価項目になるのでしょうか。(評価対象外の工事もあり得るのでしょうか。)	原則、全ての工事における評価項目ですが、WTO案件は、工事毎に評価項目を設定するため、評価対象外となることもあります。
10	建設工事	総合評価落札方式評価項目【若手技術者・女性技術者】	若手技術者又は、女性技術者を配置のうえ、専任補助者を配置する場合 質問1. 総合評価の評価点 配置技術者の評価項目、同種工事、工事成績、事故防止優良者表彰、CPDS、ICT・週休2日は、専任補助者の実績で入札してよいですか。 質問2. 専任補助者は当該工事の現場代理人と兼務は可能ですか。 質問3. 特例技術者と同じく専任補助者は、別の工事の監理技術者または専任補助者になれるか。 質問4. 専任補助者に、工事実績、工事成績点数、事故防止優良者表彰、ICT・週休2日の実績はつきますか。 質問5. 特定建設業許可があり、若手、女性技術者は2級資格、専任補助者は1級資格の者を配置する時下請に発注できる金額はいくらになりますか	回答1. ご認識のとおり、「配置する技術者の評価」は、専任補助者の実績で評価いたします。 回答2. 可能です。 回答3. 監理技術者の兼務は、専任特例の要件を満たす必要がありますが、専任補助者を配置する工事は専任特例の適用外となるため、別工事の監理技術者になることはできません。10km圏内であれば、同一の専任補助者が2つの建設工事を兼務することは可能です。 回答4. 同種工事の実績、工事成績評価、宮城県建設工事事故防止優良者表彰等の実績は、必要な従事期間を満たす場合、専任補助者としての実績も今後の入札における評価対象となります。ICT活用証明書、週休2日実施証明書は、主任(監理)技術者に発行されるものであり、専任補助者に対しては発行されません。 回答5. 「専任補助者」は、建設業法上の規定ではなく、総合評価上の位置づけとなります。そのため、確認のありました例の場合、配置技術者となる若手技術者又は女性技術者は、監理技術者としての要件を満たさないため、主任技術者として可能な下請契約金額までとなります。

番号	大分類	小分類	質問	回答
11	建設工事	総合評価落札方式評価項目【若手技術者・女性技術者】	新設された「若手技術者等の配置要件」では主任（監理）技術者とされており、技術者の確保が厳しい地方の建設業においては大変困難な条件となっております。国土交通省の担い手確保・育成に関する要件は主任（監理）技術者に限らず、現場代理人や担当技術者としての配置も評価対象とされており、宮城県でも国土交通省と同様に主任（監理）技術者以外の配置についても評価対象としてご検討いただきますようお願いいたします。	いただいたご意見も踏まえ、評価対象等について検討いたします。
12	建設工事	総合評価落札方式評価項目【若手技術者・女性技術者】	・監理技術者の配置を求められている工事で経験豊富な技術者（男性45歳以上）を監理技術者兼現場代理人として応札する際、同時に女性技術者（2級施工管理技士資格有）を主任技術者として申請・応札することは可能でしょうか。（様式7号配置技術者届出書に2名記載して出す。） 可能な場合は評価対象となるのでしょうか。 ・監理技術者の配置を求められている工事で経験豊富な技術者（男性45歳以上）を監理技術者兼現場代理人として応札し、落札した場合にて若手技術者（45歳未満無資格者）を現場員として配置する場合は評価の対象となるのでしょうか。	・専任補助者を配置する場合は、若手技術者又は女性技術者が監理技術者又は主任技術者となり、総合評価の評価対象は専任補助者となります。 ・また、専任補助者を配置しない場合は、配置技術者届出書に2名の記載は可能ですが、「どちらかを配置する」という届出のため、監理技術者が必要な工事であれば、2名とも監理技術者となります。総合評価では技術力の低い方が評価対象となります。 ・現場員は総合評価の対象とはなりません。
13	建設工事	総合評価落札方式評価項目【CCUS】	・”対象期間内1カ月に1回の頻度で計測日を設定する”とありますが、月内任意に設定した1日だけの計測で宜しいのでしょうか？ ・任意の計測日は月によってバラつきがあっても宜しいのでしょうか？ ・P7にシステム出力票（平均就業履歴蓄積率の算出）が掲載になっておりますが、県側からフォーマットを頂戴できるのでしょうか？	・計測日は、計測の対象期間において1か月に1回の頻度で設定することを基本としているため、ある月の計測日は、任意に設定した1日で支障ありません。 ・月ごとの計測日はバラつきがあって支障ありません。（例：5月は15日を計測日とし、6月は25日を計測日とするなど） ・システム出力票は、CCUSの「発注者支援機能」から出力される（発注者、元請事業者ともに出力可能）ものであり、当該帳票の活用を想定しております。
14	建設工事	総合評価落札方式評価項目【CCUS】	算定対象者の技能者とは、普通作業員、特殊運転手等現場作業を行う作業員の他、主任技術者、現場代理人、現場事務所の事務員等は含まれますか。 技能者の定義をご教授お願いいたします。	算定対象は、施工体制台帳上（作業員名簿）の技能者のため、主任技術者、現場代理人などのいわゆる技術者は算定の対象外です。また、現場事務所の事務員等のほか、資材業者・警備業者等も算定の対象外となります。
15	建設工事	総合評価落札方式評価項目【CCUS】	・応札時には申告内容で評価し工事完了後に履行状況を確認し実施が確認出来なかった場合、工事成績審査にて減点措置を行うとありますが、最大何点の減点になるのでしょうか。 ・参考資料7ページの図では工期中盤から現場に入る技能者Dも6月・7月の計測日の分母としてカウントされていますが、同ページの<システム出力票>の図では現場に入場した技能者を分母として捉えている様に思いますが、どちらの考え方が採用されるのでしょうか。	・工事成績調書の「7. 法令遵守等」において、履行率に基づき減点するものです。その他の評価項目も含めた履行率により減点幅が変わるため、宮城県検査課HPで公表の工事成績調書をご確認下さい。 ・算定イメージ図に誤解を招く表現があったため、参考資料を修正いたしました。 ※算定イメージ図の想定は、技能者A～Eは、いずれの期間も現場に入場しており、技能者C、Dは、一部期間でCCUSを活用していた場合で算定しております。イメージ上で、技能者C、Dが現場入場しているかどうかは明確でなかったため、参考資料の修正版を併せてご確認下さい。
16	建設工事	総合評価落札方式評価項目【CCUS】	CCUSに登録していない会社及び技能者が作業をした際は、全体の技能者数に含んで計上するのかご教授頂きたいです。 (例) CCUSに登録している技能者5人・CCUSに登録していない技能者5人が同日に作業をした場合作業をした全体の技能者数は10人となり、CCUSに登録をしていてカードリーダーを通した技能者が5人で、活用割合が50%となるのか。それか、CCUSに登録されている技能者5人のみを全体の技能者とし、カードリーダーを通した技能者が5人で、活用割合が100%となるのか。	CCUSの事業者登録、技能者登録がなされていない企業及び技能者が入場した場合においても、算定対象とします。 なお、確認のありました例の場合、就業履歴蓄積率は50%となります。
17	建設工事	総合評価落札方式評価項目【CCUS】	説明会資料 7ページに赤字で記載されている『施工計画書で予め指定した「計測日」において、「工事現場へ入場した技能者の数を入力する。』とありますが、「計測日」の変更は可能ですか。	原則として、計測日の変更は認めておりません。ただし、天候の影響など受注者の責によらず、予め指定した計測日が休工日となった場合等は、打合せ薄などにより、変更後の計測日を事前に発注者に提出することで計測日を変更することができるものとします。

■令和7年度 建設工事等における入札・契約制度改定説明会に係る質問回答一覧表 【入札参加者】

<Ver.1>

番号	大分類	小分類	質問	回答
18	建設工事	総合評価落札方式評価項目【建退共・中退共】	説明会資料9頁。右下の改定前後の表について。下請けは「中退共のみ」に限定しているように見えます。建退協のみの下請けも多いと思いますが、建退協のみの場合の評価点は何点になるのでしょうか。	当該評価は、記載のとおり「建設業退職金共済制度」、「退職金一時金制度」、「企業年金制度」の導入状況を評価するものとしており、対象とする制度は限定しておりません。改定前後の表は、評価の一例として、現行（改定前）は、下請負企業が「建設業退職金共済制度」を導入していないと満点にならないことと対比するイメージ図です。
19	建設工事	総合評価落札方式評価項目【建退共・中退共】	退職一時金制度等の導入有無について1次下請け業者で「建設業退職金共済制度」、「退職一時金制度若しくは企業年金制度」に未加入ですが「厚生年金保険」に加入しかつ自社退職金制度がある業者がおります。改正後はこの業者は加点対象となるのでしょうか。	手引きに記載の「建設業退職金共済制度」、「中小企業退職金共済制度」、「特定退職金共済団体制度」、「厚生年金基金」、「適格退職年金」、「確定給付企業年金」、「確定拠出年金」に該当しない場合は、評価対象外となります。
20	建設工事	総合評価落札方式評価項目【建退共・中退共】	一次下請負業者が役員のみ法人や個人事業主の場合、「建退共」や「中退共」への加入ができないため、退職金として「小規模企業共済」に加入していることがあります。「小規模企業共済」の加入は今回改訂された退職金制度の対象にはならないのでしょうか。	
21	建設工事	その他	P3.建設工事総合評価落札方式における「価格以外の評価項目」の改正概要について、評価項目「施工計画等」においては、R7.4.1ガイドラインには「「施工の手順」「品質管理の頻度・方法」「施工上の課題に対する技術的所見」は視点毎にそれぞれの項目において300文字以内で記載する。」と記載があります。こちらは、発注予定に掲載のある【道路課】「(仮)支倉2号トンネル工事」(R8.4月発注予定)において適応されるという認識でよろしいでしょうか。また、R8.4.1以降、変更はありますでしょうか。ご教示ください。	当該案件に適用される総合評価落札方式の種類によるため、回答できかねます。なお、評価項目「施工計画等」の考え方について、変更は予定しておりません。
22	建設関連業務	総合評価落札方式	実施方針の評価点の内訳は公表されますか。都度、開示請求が必要でしょうか。	現行どおり、実施方針の評価点のみ公表となります。評価点の内訳については、開示請求が必要となります。
23	建設関連業務	総合評価落札方式	・実施方針の課題1～4について、各項目の点数の内訳は受注者に公表されるのでしょうか。情報公開制度による開示請求を行わなければならないのでしょうか。 ・実施方針の課題1～4について、優、良の評価をされた場合、各々どの提案が評価され、どの提案が評価されなかったのか受注者に公表されるのでしょうか。情報公開制度により開示請求を行わなければならないのでしょうか。	現行どおり、実施方針の評価点のみ公表となります。評価点の内訳については、開示請求が必要となります。
24	建設関連業務	総合評価落札方式【実施方針の文字数制限】	建設関連業務の総合評価落札方式における実施方針（作文）の文字数につきまして。今後「文字数の制限」だけでなく、「1行当たりの文字数と行数」の両方の制限」がきちんと設定・公示されるでしょうか。令和8年2月18日の「令和7年度建設工事等における入札・契約制度の改正説明会」の資料の最終p.14には「最大700字に制限」との記載が有ります。一方で旧来の「宮城県総合評価支援システム操作マニュアルー入門編ー」p.2.2-14には「最大22行まで入力でき、『おおよそ』1500文字入力することができます」とあり、また、実際のシステムでは「1行当たり80文字程度の入力、全部で1760文字程度の入力」が可能であったかもしれません。1行当たりの文字数制限（または規定文字数）と制限行数が明確になると安心です。	改行を考慮し、一行あたり60文字、14行までとなっていますが、入力できる文字数は700文字までで、それ以上の文字は入力できません。（令和8年4月1日より、文字数をカウンターで表示します。）
25	建設関連業務	総合評価落札方式【実施方針の文字数制限】	建設関連業務の総合評価落札方式での「様式2（課題2）・工程表（建設関連業務）」に記載すべき・印を付けるべき着手日につきまして。着手日は、開札日から24日目と考えて良いでしょうか。「宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き」（令和7年5月15日追加補足）のp.8の「第2章実施手順」のフロー図に、「開札」から「落札者の決定・通知」まで24日間程度（17日間程度＋7日間程度）との記載が有ります。	着手日については、共通仕様書において「特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に着手しなければならない」と定めておりますので、当該フロー図も参考に適切に記載してください。（開札日から24日目ではありません）
26	建設関連業務	総合評価落札方式【実施方針の文字数制限】	建設関連業務の「実施方針及び工程表（作文）の文字数制限」について、両方も最大700文字に制限することでした。現在は「実施方針 80文字程度×22行」「工程表 50文字程度×15行」と推測します。実施方針及び工程表とも「文字数×行数」を教示頂けませんでしょうか。	・実施方針は改行を考慮し、一行あたり60文字、14行までとなっていますが、入力できる文字数は700文字までで、それ以上の文字は入力できません。（令和8年4月1日より、文字入力数をカウンターで表示します。） ・工程表については、一行あたり50文字、15行までとなっていますが、入力できる文字数は700文字までで、それ以上の文字は入力できません。（令和8年4月1日より、文字入力数をカウンターで表示します。）

番号	大分類	小分類	質問	回答
27	建設関連業務	総合評価落札方式【履行確認の導入】	業務途中で配置技術者が変更になった場合の技術者評価は、「変更時」の手持ち業務数や同種実績と考慮してよろしいでしょうか。	配置技術者が変更となった時点の実績で再評価します。
28	建設関連業務	総合評価落札方式【履行確認の導入】	実施方針の履行確認について、業務完了時に提案内容の履行状況を確認し、「受注者の責による不履行があった」場合はとありますが、業務内容の変更により業務の目的や設計条件、実施手順、手法が変更になった場合は、「受注者の責による不履行ではない」と考慮してよろしいでしょうか。	前提となる条件の変更や発注者からの指示、天災等の不測の事情など、受注者の責によらない場合は、履行されたものとして取り扱い、減点はしない運用となります。
29	建設関連業務	総合評価落札方式【履行確認の導入】	<ul style="list-style-type: none"> 履行率を算定する際に用いる「業務完了時の履行確認結果に基づき再計算した価格以外の評価点」について、不履行にあたるか否かは、発注者と受注者ですり合わせて判断されるといことでしょうか。完了時及び検査時に成果品と別に資料で示さなければいけないのでしょうか。 また成績調書を作成する職員と受注者の判断が異なる場合は不服申し立てのルールを設けるのでしょうか。 実施方針が0点で受注した場合、履行率の算定はどのように行われるのでしょうか。 実施方針又は提案内容に該当する事項が、設計変更し、当初の提案どおり実施できない場合においても入札時の記載事項にもとづき完了時の評価がなされるもののでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札時の提案内容を業務計画書に明記し、それを基に業務完了時に受発注者双方で履行されたかどうかの確認をする運用を想定しております（総合評価の手引きに記載予定）。また、受発注者双方で確認してもなお不服がある場合については、総合評価の手引き「第7章 入札及び契約の過程に関する苦情処理」に基づき対応します。 実施方針の評価点に関わらず、履行率は「履行確認後の価格以外の評価点と入札時の価格以外の評価点の割合」により算出します。 前提となる条件の変更や発注者からの指示、天災等の不測の事情など、受注者の責によらない場合は、履行されたものとして取り扱い、減点はしない運用となります。
30	建設関連業務	総合評価落札方式【履行確認の導入】	<ul style="list-style-type: none"> 建設関連業務成績調書審査基準には事故及び不適切な事項等による減点の対応事例に、「総合評価落札方式における提案内容に不履行等があった場合は、・・・」と記されていますが、説明会資料のような新たに文言が追加されるのでしょうか。また、その他に要綱、成績調書などで改正となる箇所はあるのでしょうか。 成績調書には評価対象項目が箇条書きで示され、主任調査員、総括調査員、完了検査員が評定することになっていますが、総合評価落札方式での提案内容についてだれがどの審査項目で評定することが追記された新たな様式が公表されるのでしょうか。説明会資料のとおりでしょうか。 また提案内容の実施状況の判断基準は示されるのでしょうか。 説明会資料12ページのシミュレーションとして、実施方針において不履行があった場合に今回新設される減点基準に基づく減点に加え、②事故及び不適切な事項等による減点も行われ、二重で減点されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会資料のとおり成績調書審査基準を改定するほか、総合評価の手引きについても、本件に関する内容について追記する予定としております。 建設関連業務成績調書の「事故及び不適切な事項等による減点」の箇所、現行の運用どおり総括調査員が審査します。また、提案内容の実施状況については、実施された否かにより判断し、実施が確認されない内容があった場合には不履行の評価となります。 ご認識のとおりです。
31	建設関連業務	総合評価落札方式【履行確認の導入】	<ul style="list-style-type: none"> 履行確認の導入は、令和8年4月以降に完了検査を行う業務が対象と考慮してよろしいでしょうか。 やむを得ない理由により管理技術者が変更となった場合、変更後の管理技術者の手持ち業務数は、変更時の手持ち件数と契約時の手持ち件数どちらになりますでしょうか。 実施方針が不履行と判断され減点となった場合、成績評定結果通知へ明記されると考慮してよろしいでしょうか。また、対象となった項目・事象も開示されますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年4月以降に入札公告する業務から対象となります。 管理技術者が変更となった時点で手持ち業務数で再評価します。 成績評定結果通知書の別紙「項目別評定点」において減点が明記されます。また、不履行と評価した項目・事象等の開示（公表）は行いません。
32	建設関連業務	総合評価落札方式【履行確認の導入】	<ul style="list-style-type: none"> 配置技術者の変更における評価点の変更については、受注者側でも確認が可能であると思われませんが、実施方針の内容については評価点の内訳が公開されていないため、どの課題が変更評価の対象になったのか確認できないと思います。今後、実施方針の課題毎の評価点の内訳は業務着手前（又は入札結果公表時）及び完成後に公表していただけるのでしょうか。 〈シミュレーション（参考）〉では、「課題4その他」の入札時評価点が満点の5点で履行確認後0点の場合が例示されていますが、現状では入札時にどの提案が評価されて5点となったのかについては非開示とされ、受注者には分かりません。非開示のままでは、例えば入札時に3点と評価された場合であっても、受注者としては不履行による減点を選べるために結局は全ての提案を履行せざるを得ません。過大な提案を抑止するためにも、発注者側で評価した受注者側の提案とその評価点について、業務着手前に開示して受発注者間で確認し合い、それに基づいて完成後に不履行の有無を確認し合う必要があると考えますが、そのような運用となることよろしいのでしょうか。 上記質問における「課題4その他」に対する運用は、「課題1」、「課題2」、「課題3」においても同様と考慮してよろしいでしょうか。 〈改訂後の運用〉の一行目において、“不履行がある場合は入札時の評価点と同じ点数だけ評価点を減点。”とありますが、ここでいう“不履行がある場合”とは“発注者が評価し点数を付した提案に対する不履行”との考えでよろしいでしょうか。 繰越業務の場合、入札時点と完成時点で評価者が変わる場合が想定されますが、入札時点で評価した提案とその評価点は組織内で引き継がれ、それを基に完成時点で不履行の有無を判断されるとの前提でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施方針の評価点の内訳については、現行の運用に変更はありません。 入札時の提案内容については、業務計画書に明記し、それを基に業務完了時に受発注者双方で履行されたかどうかの確認をする運用を想定しております（総合評価の手引きに記載予定）。なお、提案内容については、評価の有無に関わらず全ての項目について履行する必要があります。 課題1・2・3においても同様の運用となります。 履行確認は評価に関わらず全ての提案内容に対して行います。 ご認識のとおりです。

■令和7年度 建設工事等における入札・契約制度改定説明会に係る質問回答一覧表 【入札参加者】

<Ver.1>

番号	大分類	小分類	質問	回答
33	建設関連業務	その他	<p>建設関連業務の総合評価落札方式で、開札から落札者の決定の間に、落札候補者であるか否かを問わずに、「他の業務の契約や着手が見込まれ、当該業務の遂行が困難になりそう」なことなどを理由として「罰則無しに落札を辞退する」ことは可能でしょうか。</p> <p>宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き（令和7年5月15日追加補足）のp.8の「第2章実施手順」のフロー図に、「開札」から「落札者の決定・通知」まで24日間程度（17日間程度＋7日間程度）との記載があります。この長期間内に、当該業務の遂行が困難になった場合に備えての質問です。</p>	<p>開札後の辞退は認めていませんが、入札公告に記載のとおり、落札候補者になった場合は、他の業務を受注又は当該業務の入札金額が調査基準価格を下回ったことで担当業務数の条件を満たさない状態となった場合は、速やかに書面で申し出ることを入札無効となり、罰則はありません。</p>